CHIBA CITY

千葉開府900年 CHIBA CITY 千の葉に 時を刻んで 900年

令和７年度
障害者を対象とした
千葉市職員採用選考受験案内

《受付期間》

７月３０日(水)午前９時

～８月１２日(火)午後５時(受信有効)

◎申込みは、電子申請（インターネットによる申込み）をご利用ください。

※重複申込み（電子申請での複数回の申込み等）はできません。

重複申込みをした可能性がある場合は、必ず人事委員会事務局までご連絡ください。

24時間申込可能！

《選考日》

筆記試験 10月19日(日)

面接試験 11月13日(木)、14日(金)、17日(月)のうち１日

※試験日程等は、変更する場合がありますので、随時、職員募集ホームページをご覧ください。

千葉市人事委員会

＜選考の申込みをした人は必ず受験してください。＞

千葉市職員採用選考は、市民の方に納めていただいた税金を使って行われています。
貴重な税金を有効に活用するため、選考の申込みをした人は必ず受験するようお願いします。

１　選考区分、採用予定人員、職務内容

選考区分	採用予定人員（人程度）	職　務　内　容
事　務	5	市長部局、各行政委員会事務局等で、一般行政事務に従事します。
学校事務	若干名	千葉市立の小・中・中等教育学校・特別支援学校で学校事務に従事します。

（注）１　採用予定人員については、変更する場合もあります。
２　「若干名」とは１～３人程度を意味します。
３　採用は、原則として令和８年４月１日の予定です。

＜選考について＞

（１）選考は、選考区分を問わず共通で実施します。

（２）「事務」と「学校事務」の併願が可能です。その場合、第１志望と第２志望の選考区分を志望する順に選択しますが、第１志望のみを選択することも可能です。ただし、申込受付期間経過後に、志望する選考区分や志望順位を変更することはできません。

（３）合格者は、選考区分ごとに、筆記試験及び面接試験の結果を総合して決定します。なお、「事務」と「学校事務」の両方の選考区分に申し込みをした人が、両方の選考区分で合格ラインに達した場合は、第１志望の選考区分のみ合格となります。

【参考例：採用予定人員が事務２人、学校事務１人の場合】

総合成績	氏名	志望順位	
		事務	学校事務
１	Ａさん	２	１
２	Ｂさん	志望せず	１
３	Ｃさん	１	２
４	Ｄさん	２	１
５	Ｅさん	１	２

順位・合否				
事務		学校事務		合否の状況
－	－	１	○	第１志望（学校事務）で合格
志望せず		２	×	不合格
１	○	３	×	第１志望（事務）で合格
２	○	４	×	第２志望（事務）で合格
３	×	５	×	両方不合格

・Ａ さ ん　…　総合成績が１位であったため、第１志望の選考区分である「学校事務」のみ合格となる。第２志望の「事務」は合格にならない。

・Ｂ さ ん　…　「学校事務」を第１志望として選択したが、既にＡさんが合格しているため、不合格となる。また、総合成績では２位だが、第２志望を選択していないため、「事務」は合格にならない。

・Ｃ、Ｄさん　…　Ａさんが「学校事務」で合格となるため、Ｃ、Ｄ、Ｅさんの「事務」の順位が１つずつ繰り上がる。Ｃさんが１位、Ｄさんが２位となり、２人とも「事務」で合格となる。

・Ｅ さ ん　…　既にＡ、Ｃ、Ｄさんが合格しているため、「事務」「学校事務」の両方とも不合格となる。

２　受験資格

次の（１）から（４）までの要件をすべて満たす人

（１）筆記試験日において、次のいずれかに該当する人

ア　身体障害者福祉法第１５条に定める身体障害者手帳の交付を受けている人

イ　都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人

ウ　児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医により知的障害があると判定された人

エ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第４５条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人（精神障害者保健福祉手帳には有効期限があります。有効期限の更新手続には期間を要しますのでご注意ください。）

（２）昭和５５年４月２日から平成２０年４月１日までに生まれた人（学歴は問いません。）

（３）次のいずれかに該当する人

ア　日本国籍を有する人

イ　出入国管理及び難民認定法による永住者

ウ　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者

（4）次のいずれにも該当しない人

ア　地方公務員法第１６条の欠格条項に該当する人

イ　平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

（注）１　筆記試験日から採用日の前日までの間に、（1）ア～エの要件に該当しないことが判明した場合（手帳が更新されなかった場合を含みます。）は、合格後であっても採用されません。また、採用日の前日までの間に、手帳等の提示を求めることがあります。

２　合格後、（1）～（4）の要件を満たすことを証明する書類を提出していただきます。なお、提出書類の内容については、合格者に通知します。（提出書類の記載事項の真否等に関して調査を行うことがあります。）

３　受験申込手続

◎申込みは、電子申請（インターネットによる申込み）をご利用ください。

※電子申請を利用できない場合は、申込受付開始後～８月６日（水）までに人事委員会事務局に電話でお問い合わせください。

申込みの際に必要なもの	・インターネットに接続できるパソコンやスマートフォン ・返信用メールアドレス（「ちば電子申請サービス」の利用者登録を行う必要があります。） ・印刷環境（受験票を出力する際に必要です。印刷環境がない方はコンビニエンスストアでの印刷サービス等をご利用ください。）
申込方法	**職員募集ホームページ**の**「受験申込み」**にて**申込手続の方法、注意事項等を十分に確認**の上、「ちば電子申請サービス」を利用して申し込んでください。 ※申込みにあたっては、「ちば電子申請サービス」の利用者登録が必要です。
受付期間	**令和７年７月30日(水)午前９時から８月12日(火)午後５時まで** **・８月12日(火)午後５時までに受信されたものに限ります。** ・受付期間を過ぎると入力途中でも申込みができなくなりますのでご注意ください。
申込み時の注意事項	・受付期間中は 24 時間いつでも申し込むことができますが、システム管理等のため一時的に利用できない場合があります。時間に余裕をもって申し込んでください。 ・パソコン・スマートフォンの機種や動作環境により利用できない場合がありますので、ご注意ください。 （「ちば電子申請サービス」の「ＦＡＱ」から動作環境を確認できます。） ・「ちば電子申請サービス」の利用者登録のみでは、受験申込みが完了したことにはなりませんのでご注意ください。 **・「ちば電子申請サービス」で使用する利用者ＩＤ・パスワード（アカウントログイン用）や整理番号・パスワード（申込内容照会用）は、受験票等をダウンロードする際に必要となりますので必ず記録してください。**

受験票 及び 経歴等申出書	・受付後、人事委員会事務局が**「千葉市職員採用選考受験票」**をアップロードしますので、**「ちば電子申請サービス」上からダウンロードして印刷**し、**選考当日に持参してください。【9月8日(月)アップロード予定】** **・受験票アップロード時に「経歴等申出書」の提出を依頼いたします。提出方法・期限等の詳細は、受験票と併せてアップロードされる書面をご確認ください。** **・受験票等が9月11日（木）までに「ちば電子申請サービス」上からダウンロードできる状態にならない場合はお問い合わせください。** ・選考当日に受験票を忘れた場合、受験できないことがありますのでご注意ください。

4　選考の方法・配点・内容

方　法		配点	内　容
筆記試験	教養試験 (択一式)	50点	公務員として必要な一般教養についての高等学校卒業程度の筆記試験 【30問全問解答】(1時間30分・点字試験の場合は2時間15分) ※知識分野〔例：現代社会、倫理、政治・経済、地理、日本史、 世界史、国語、数学、物理、化学、生物、地学等〕 知能分野〔判断推理、数的推理、文章理解（英文を含む。)〕 （注）上記の科目が全て出題されるとは限りません。
	論文試験 (記述式)	50点	与えられたテーマについて記述する筆記試験 (600字程度／1時間・点字試験の場合は1時間30分)
面　接　試　験		200点	主として人物、性格等についての個別面接による試験 （態度、表現力、積極性、協調性、堅実性、ストレス耐性等）

（注）１　合格者は、筆記試験と面接試験の結果を総合して決定します。
２　筆記試験の問題冊子の活字の大きさは１２ポイント程度です。（この受験案内は、おおむね１２ポイントの活字を使用しています。）
３　教養試験の解答方法は、マークシート方式です。マークシート方式による解答が困難な人は、正答と思う番号に丸を付ける答案用紙に変更することができます。答案用紙の変更を希望する場合は、電子申請「特記事項」の所定の欄を、必ず選択してください。
４　論文試験の採点の対象は、面接試験の対象者のみとします。

５　選考の日時・場所、合格発表（予定）

選　考	日　時	場　所	合 格 発 表
筆記試験	「経歴等申出書」を、筆記試験前の指定する期日までに提出していただきます。詳細はP.６の「７　受験の際の注意事項」をご確認ください。 **令和７年10月19日(日)** **受付開始　午前８時30分** **集合・着席　午前９時(厳守)** 試験開始　午前９時15分 試験終了　午後０時10分 点字試験終了　午後１時25分 **◎点字試験は、終了時刻が異なります。**	**千葉市役所本庁舎**	**【面接試験対象者（注１）の発表】** **令和７年10月28日(火)** 次の方法により発表します。 ① 職員募集ホームページへの掲載（発表日以後１週間） ② 電子メールによる通知（面接試験の対象者のみ。なお、通知が10月30日(木)までに到着しない場合には、お問い合わせください。）
面接試験	**令和７年11月13日(木)、14日(金)、17日(月)のうち１日** （詳しくは面接試験対象者に送信する通知に記載します。）	**千葉市役所本庁舎**	**【合格発表】** **令和７年11月下旬** 次の方法により発表します。 ① 職員募集ホームページへの掲載（発表日以後１週間） ② 文書による通知（合格者のみに通知します。）

（注）１　面接試験の対象者は、教養試験の成績により決定します。また、筆記試験、面接試験ともに、点字受験者（本人）に限り、電話で合否の確認ができます。
２　筆記試験当日、災害等により試験開始時刻を変更する場合は、職員募集ホームページにおいて、また、試験を中止する場合は、職員募集ホームページ及びテレホンサービス（043-245-5983）においてお知らせします。

６　受験上の配慮

（１）点字等による受験

- 点字受験、音声パソコンを併用した点字受験（試験問題の読み上げ、解答作成時）、拡大印刷問題による受験、丸付け答案用紙への変更、筆談での受験、試験官の発言を印刷した用紙の配付を希望する人、面接試験で手話通訳者を必要とする人は、電子申請「特記事項」の所定の欄を必ず選択してください。
- 点字受験に使用する点字器及び音声パソコンは、各自で持参してください。
- 音声パソコンを併用する場合、試験問題等のデータはテキスト形式での提供となります。パソコンのＯＳや音声読上ソフトの種類によっては、正常に読み上げが行われない場合があります。
- **受験申込時に申請がない場合、受験に関する上記の対応ができませんので、ご注意ください。**

（2） 補装具等の持込み

- 受験にあたって補装具等が必要な人、上肢機能障害の程度がおおむね３級以上で、筆記困難により解答作成時にパソコンを使用する人は、**電子申請「特記事項」の所定の欄を必ず選択してください。**
- 補装具等及び受験に使用するパソコンは、各自で持参してください。
- パソコンのＯＳの種類によっては､選考当日､プリンターを持参していただく場合があります。
- **受験申込時に申請がない場合、パソコンの持ち込みができませんので、ご注意ください。**

（3）その他の配慮について

上記以外に、受験にあたって特に配慮を必要とすることがある場合は、電子申請「特記事項」の該当箇所に記入してください。（内容について、人事委員会事務局より問い合わせることがあります。）

7　受験の際の注意事項

（1）受験票アップロード時に提出を依頼する**「経歴等申出書」は、筆記試験前の指定する期日までに提出**していただきますので、**9月11日（木）までに必ず内容をご確認ください。（指定期日までに提出されなかった場合は、辞退扱いとなります。）**

（2）筆記試験当日は、**受験票**、**受験資格が確認できるもの**（身体障害者手帳、療育手帳、児童相談所等が発行した知的障害の判定書、精神障害者保健福祉手帳等）、**筆記用具**（鉛筆、消しゴム）、**補装具等**（受験申込時に申請したもの）を持参してください。

8　合格から採用まで

（1）合格者は、選考区分ごとに作成する合格者名簿に記載され、その中から任命権者（市長、教育委員会）が採用者を決定します。

（2）採用は、原則として令和８年４月１日の予定です。また、この選考に合格した人は、初級試験合格相当として扱われます。

（3）合格者名簿の有効期間は、名簿記載の日から原則として１年間です。

（4）受験資格がないことや、受験申込みの入力事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は合格を取り消します。

（5）受験に際して市が取得した個人情報については、人事委員会が実施する選考にのみ使用します。ただし、受験に際して市が取得した合格者の個人情報については、各任命権者における採用案内及び人事管理上の基礎資料として利用します。なお、選考の過程で提出された書類等については、返却しませんのでご了承ください。

9　給与、勤務時間等

（1） 初任給：給料（行政職給料表の１級に格付けされます。）及び地域手当が支給されます。

高等学校卒業後、直ちに採用された場合の令和７年４月１日現在の初任給（地域手当を含む。）は、２１２，９８０円です。

※上位の学歴又は職務経験を有する人には、上記金額に一定基準で算出された額が加算される場合があります。

ただし、加算には上限があり、初任給の最高額は２８０，８３０円です。

※このほかに諸手当（通勤・扶養・住居・時間外勤務・期末・勤勉手当等）が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

（2） 勤務場所：障害の程度、適性及び職場の執務環境等を考慮して決定します。

（3） 勤務時間：以下の１０班体制です。ただし、職種、勤務場所により異なる場合があります。

勤務班	勤務時間	勤務班	勤務時間
１班	７：００～１５：４５	６班	８：４５～１７：３０
２班	７：３０～１６：１５	７班	９：００～１７：４５
３班	８：００～１６：４５	８班	９：１５～１８：００
４班	８：１５～１７：００	９班	９：３０～１８：１５
５班	８：３０～１７：１５	１０班	１０：００～１８：４５

※休憩時間 60 分を含みます（業務の状況等に応じて、通常の休憩時間（12:00～13:00）以外に、複数の休憩時間のパターン（10：30～16：00 の間で 60 分）から取得すること・休憩時間の延長や短縮など、弾力的に取得することも可能です。）

（4） 勤務場所となる市施設は、敷地内全面禁煙です。

（5） 休　日：土・日曜日、祝日、年末年始です。ただし、職種、勤務場所により異なる場合があります。

（6） 休暇等： 年次有給休暇・・・２０日／年
病気休暇・・・・・９０日／年
特別休暇・・・・・結婚、夏季休暇、妊娠・出産、子の看護等、忌引などの場合
※このほか、仕事と家庭の両立支援策として、介護休暇、育児休業、育児短時間勤務（１日４時間勤務など）等があります。

（7） 相談窓口：障害のある職員からの相談に適切に対応するため、障害者職員相談窓口を設置しています。

１０　その他

（1）例題等の公表

教養試験の例題及び過去の論文試験の課題について、次の方法により公表しています。

ア　職員募集ホームページへの掲載

イ　人事委員会事務局での閲覧（※点字版のみ）

（2）日本国籍を有しない職員の採用後の配置等について

「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる公務員となるためには、日本国籍を必要とする。」という**「公務員に関する基本原則」**に基づき、千葉市では、日本国籍を有しない職員は次の①に該当する業務及び②に該当する職に就くことができないこととしています。また、昇任についての考え方は③のとおりです。

①「公権力の行使」に該当する業務

「公権力の行使」に該当する業務とは、次のとおりです。

・市民の権利や自由を一方的に制限することとなる業務
・市民に対して一方的に義務や負担を課すこととなる業務
・市民に対して強制力をもって執行する業務
・その他公権力の行使に該当する業務

②「公の意思形成への参画」に該当する職

「公の意思形成への参画」に該当する職とは、千葉市の行政について、企画、立案、決定等に関与する職であり、具体的には(ア)専決又は代決をすることができる課長級以上の職、(イ)千葉市の基本施策の決定等（基本計画の策定、予算の編成、組織、人事、労務管理等）に携わる主査級以上の職が該当します。

③ 昇任についての考え方

日本国籍を有しない職員についても、「公務員に関する基本原則」に反しない範囲において昇任が可能です。そのため、スタッフ職である管理職への昇任が可能となります。

（3）選考結果（試験の得点等）について

受験者が希望する場合は、この選考の結果について電子申請により照会することができます。合格発表日以降に職員募集ホームページを確認のうえ、電子申請で申込みをしてください。請求期間後に選考結果をアップロードするため、ご自身でダウンロードしてください。なお、電話等による選考結果の照会はできません。

▼選考結果情報提供内容・請求期間等

対象者	内　容							請求期間
	教養試験の得点	面接試験の対象となった者の最低点※	論文試験の得点	面接試験の得点	総合得点	総合順位	合格最低点※	
面接試験の対象とならなかった者	○	○	－	－	－	－	○	合格発表日から令和７年12月12日(金)まで
面接試験の受験者	○	○	○	○	○	○	○	

（注）１　途中で辞退した人も、既に受験した試験の得点等について照会できます。

２　※印の項目は、職員募集ホームページにも掲載します。

＜問い合わせ先＞

千葉市人事委員会事務局　任用班
〒260-8722　千葉市中央区千葉港１番１号　千葉市役所本庁舎高層棟１０階
電話：０４３（２４５）５８７０　ＦＡＸ：０４３（２４５）５８８９
Ｅ－ｍａｉｌ：jinji.PE@city.chiba.lg.jp

■　千葉市職員募集ホームページ（パソコン・スマートフォン）city.chiba.jp/jinji/boshu/
■　採用試験テレホンサービス※（２４時間自動応答）電話：０４３（２４５）５９８３
※主に、障害者採用選考に関する情報等を案内していますが、災害等のため試験を中止する場合にも音声案内します。なお、災害時または設備のメンテナンス等のため、一時的に利用できないことがあります。